

○ 自動車事故による損害賠償規程

〔昭和48年1月19日
制 定〕

（総則）

第1条 職員が業務上自動車（原動機付自転車、自動二輪車を含む。）の運行に際し、交通事故を発生せしめた場合の損害賠償については、この規程の定めるところによる。

（改廃）

第2条 この規程の改廃は理事会の議決によって行う。

（賠償）

第3条 被害者を死亡せしめ、又は障害を与えた場合の人身事故に対する賠償金及び車両その他物品に損害を与えた場合の損害賠償金並びにこれらに関連する訴訟費用弁護士費用等は原則として土地改良区がその全部又は一部を負担するものとし、その額は理事会の議決による。ただし、次の原因による場合の損害賠償金については、土地改良区は負担しない。

（1）交通関係法令に違反し、それが職員の故意又は重大な過失によると認められたとき。

（2）職員が自己申告を行わず、許可なく当事者間において示談解決したとき。

（求償権）

第4条 前条により、土地改良区が定めた負担額を超えて、法律上損害賠償を土地改良区が負担せざるを得ない場合は、その額について土地改良区は当該職員に対し、求償権を行使する。

（修繕費の負担）

第5条 職員が業務上の運行により生じた自動車事故によって土地改良区の車両（借上げ車両を含む。）を破損したときは、その車両の機具、部品及び修繕費を土地改良区が負担する。ただし、故意又は重大な過失によるものは負担しない。

（科料及び罰金）

第6条 交通事故及び交通違反による科料又は罰金については土地改良区は負担しない。ただし、理事長がとくに情状酌量を認めた場合は、その全部又は一部について土地改良区がこれを負担することができる。

（意見聴取）

第7条 第3条の賠償及び第4条の求償権の行使に当たっては、土地改良区は労働者の過半数で組織する労働組合代表者又は労働者の過半数を代表する者の意見をきいて行うものとする。

附 則

この規程は昭和48年1月19日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。